

生徒心得

城南高等学校生徒としての自覚と責任をもって、常に礼儀正しく行動し、自己の品位の向上に心がけ、各人が人権尊重の精神をもって、明るい学校生活を送れるよう努めよう。

1 校内生活

- (1) 校時を守り、授業に備えること。
- (2) 教室内では、常に清潔・整頓・喚起に注意すること。
- (3) 登校後の外出は、ホームルーム担任の許可を受け、許可証を携帯すること。
- (4) 校内放送の使用は、それぞれ係教員の許可を受けること。
- (5) 正規の教育活動以外で、学校の施設・設備を使用するときは、管理責任者の許可を受けること。
- (6) 校内における生徒の集合・会合・諸行事は、ホームルーム担任を通じて生徒指導課に届け出て、校長の許可を受けること。
- (7) 校内にポスターやその他のものを掲示する場合、又は通達する場合には、生徒指導課の許可を受けること。

2 校外生活

- (1) 常に自覚と誇りをもって、有意義な生活をする事。
- (2) 高校生の立ち入りを禁止されているところ、その他不健全と思われる娯楽場・盛り場等への出入りを禁止する。
- (3) 夜間外出は、努めて避けること。なお青少年保護育成条例に則り、深夜（午後 11 時～午前 4 時）の外出は禁止する。ただし、保護者同伴の場合は、この限りではない。
- (4) 交通規則および公衆道徳を守ること。
- (5) その他、校外生活において不明な点はホームルーム担任に申し出て指示を受けること。

3 登校・下校

- (1) 原則として始業 5 分前までに登校すること。
- (2) 下校時間を厳守すること。
 - ①用事のない者は、すみやかに下校すること。
 - ②放課後の居残りは、各学年の自習室で行うこととする。
- (3) 登校・下校時は、交通法規および交通道徳を守ること。

4 服装・頭髪・所持品

- (1) 服装・頭髪については、城南高等学校の生徒としての品位を保ち、端正清潔を旨とすること。頭髪については、パーマや染髪したり、エクステンション等はしない。
- (2) 制服を着用すること。
- (3) 学校生活には不必要な金品は持参しないこと。
- (4) 所持品には、校名・ホームルーム・氏名を明記しておくこと。
- (5) スマートフォン・携帯電話は、学校への持ち込みを認めるが、朝の SHR ～帰りの SHR までは使用禁止とし、自分の鞆に保管すること。

(6) 拾得物について

学校へ届いた拾得物については生徒指導課が預かる。貴重品は職員室内のガラスショーケースに鍵をかけて保管・陳列する。その他のものについては職員室前の長机に陳列しておく。拾得物は3ヶ月間陳列し、1年間学校が保管する。1年が経過したものについては、廃棄又は警察署に提出する。

拾得物を取得した場合は生徒指導課の落とし物担当に届け出る。その際に取得した日時・場所等を所定の用紙に記入する。拾得物を受け取る場合はHRNO, 名前を申し出、所定の用紙に記入し受け取る。

5 特別指導

次の行動ある者には、特別指導を行う。

- (1) 違法行為を行った者。
- (2) 学校の秩序を乱した者。
- (3) その他、学校で定めた諸規則・諸心得に違反した者。

6 諸届

事前の了解及び事後の報告は、社会生活上きわめて大切なことである。次のような事項については速やかに届け出ること。

- (1) 欠席・遅刻・早退・欠課については、ホームルーム担任に必ず連絡すること。なお、遅刻・早退・欠課についてはカードに理由を記入し、その都度届け出ること。
- (2) 入学試験、就職試験、対外試合等のため授業を受けられないときは、公欠願を提出すること。
- (3) 病気欠席が1週間以上にわたるとき、および法定伝染病に感染したときは、医師の診断書を添えてホームルーム担任に届け出ること。
- (4) 住居移転の場合は、ホームルーム担任に届け出ること。
- (5) 事故（けが、交通事故等）があったときはホームルーム担任又は生徒指導課に届け出ること。
- (6) 補導員・警官等に補導されたときはホームルーム担任又は生徒指導課に届け出ること。
- (7) 学校の器物を破損したときはホームルーム担任に届け出ること。
- (8) 私情旅行等をするときはホームルーム担任に届け出ること。
- (9) 下宿するときはホームルーム担任に届け出ること。

7 許可事項

次の事項については許可を必要とするので速やかにホームルーム担任もしくは系の教員に届け出ること。

- (1) 異装許可を求めるとき。
- (2) 自転車通学の許可を求めるとき。
- (3) アルバイトの許可を求めるとき。
- (4) 自動車運転免許取得の許可を求めるとき。(3年生の自動車運転免許取得については、原則として就職内定者は、二学期末考査後から、進学内定者は2月からとし、校長が認めた者とする。

制 服 規 程

1 夏服の着用は、6月1日から9月30日まで、冬服の着用は10月1日から翌年5月31日までを原則とする。

また、合服は5月・10月の期間のみとする。ただし、式典等公式の場については、夏服又は冬服を着用すること。

2 男子の服装

(1) 冬服は、所定のジャケット、ワイシャツ、ネクタイ、ズボンを着用し、ジャケットの左衿ボタン穴に校章をつける。ズボンのベルトは黒革とする。

(2) 夏服は、上衣は所定のワイシャツとし、ズボンは冬服に準ずるものとする。

(3) 冬服の中着として所定のセーター・ベストの着用を認める。また、合服や夏服の上衣として所定のセーター・ベストの着用も認める。

(4) 靴下は黒の無地を着用すること。(ツーポイントまで可)

3 女子の服装

(1) 冬服は、所定のジャケット、ブラウス、ネクタイ、スカートを着用し、ジャケットの左衿ボタン穴に校章をつける。スカートに代えて、所定のスラックスの着用も認める。また、ストッキングを着用するときはベージュまたは黒を着用する。

(2) 夏服は、上衣は所定のブラウスとし、スカートは冬服に準ずるものとする。

(3) スカートの丈は膝頭の中心丈とする。

(4) 冬服の中着として所定のセーター・ベストの着用を認める。また、合服や夏服の上衣として所定のセーター・ベストの着用も認める。

(5) 靴下は黒の無地を着用すること。(ツーポイントまで可)

4 その他

(1) 靴は黒の革靴を標準とする。

(2) 防寒着は高校生にふさわしい華美でないものを着用すること。

自転車の使用等に関する規程

1 通学に自転車の使用を希望するものは、校長の許可を得なければならない。

2 前記の許可を受けた場合は、ステッカーを交付する。ステッカーは、目立つ所に貼付すること。

3 自転車および徒歩通学についても、それぞれの規則を遵守し、特にスマートフォン・携帯電話を使用しながらの運転、自転車の並列進行、2人乗り、夜間時の無灯、雨傘使用等を行わないよう留意しなければならない。

4 交通違反、事故等が生じた場合は、速やかに連絡・報告をすること。

アルバイト許可基準

1 アルバイトは、教育的見地より必要と認められたものについて校長が許可する。ただし、以下の事項に該当するときは許可しない。

(1) 身体的に無理があると認められるとき。

(2) 成績不良で進級又は卒業に支障があると認められるとき、又は成績の低下が気づかれるとき。

- (3) 平常の生活態度が不良である者。
 - (4) 職場に適格な指導者がなく、風紀上好ましくない影響をあたえると認められるとき。
 - (5) 労働関係者諸法の青少年保護の法規が守られないと認められるとき。
 - (6) 交通事故その他の事故発生の危険性が予測される時。
- 2 アルバイト許可に関する手続きは、次のとおりである。
- (1) 保護者より、アルバイト許可願に必要事項を記入し、校長に提出すること。
 - (2) ホームルーム担任及び生徒指導課係は、アルバイトの理由について聴取し、協議の上その諾否を校長に報告する。
 - (3) ホームルーム担任は、アルバイトを許可したとき、及びその終了したときは、その旨を生徒指導課長を通じて校長に報告すること。
- 3 公私団体等より、校長にアルバイトの申請があった時は、生徒指導課係は諾否を職員会議に提案し、その決定に従う。
- 4 ホームルーム担任は、アルバイトの生徒について、その保護者と連絡を密にし、生徒の生活状況を把握することに努めなければならない。また、その終了後についても生活態度の変化に注意すること。
- 5 校長は、アルバイト中の生徒について、第1項ただし書きに該当する事項が発生した時は、直ちにアルバイトの許可を取り消すことができる